

溶接容器溶接補修基準 KHKS0180 (2008)の定期見直しについて

1. 基準の趣旨

「溶接容器溶接補修基準」(KHKS0180)は、液化石油ガスを充てんする内容積が4,000L以上の溶接容器及び高圧ガス運送自動車用容器であってマンホールを有する容器を対象に、当該容器についての傷等の補修を行うための基準として平成11年3月に制定され、容器保安規則第21条第1項第5号(加工の基準)の機能性基準を満足する例示基準として使用されている。

2. 基準の制定・改正の経緯等

本基準は、溶接容器溶接補修基準 KHKS1180 として平成11年3月に制定された後、平成15年12月及び平成20年3月に改正が行われ、平成20年の改正において、基準番号はKHKS1180からKHKS0180に変更された。

溶接容器溶接補修基準 KHKS0180 (2008)は、平成22年7月26日に例示基準として施行された。

3. 改正要望

本基準の見直しにあたって、関係団体に改正要望の調査を行ったところ、一般社団法人 日本エルピーガスプラント協会より以下の引用JIS規格の最新版を適用するよう要望があった。

- (1) JIS Z2320-1「非破壊試験－磁粉探傷試験－第1部：一般通則」 2007→2017
- (2) JIS Z2343-1「非破壊試験－浸透探傷試験－第1部：一般通則：浸透探傷試験方法及び浸透指示模様分類」 2001→2017

4. 見直しの方針（案）

今回の見直しについては、以下の改正を「軽微な変更に伴う改正（書面投票及びパブコメ等は不要）」として行うこととしたい。

- (1) 引用規格の最新版の適用
- (2) 基準の編集方法についての日本工業規格（JIS Z8301）に準拠
- (3) 容器保安規則の機能性基準の運用について（機能性通達）の改正に伴う通達番号の修正

改正案を資料20-7-2に示す。なお、改正の結果は、直近の委員会において改めて報告する。